

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2025 年 8 月 1 日

キュービー株式会社

2025 年 8 月 1 日

株式交換に係る事前開示書面

東京都渋谷区渋谷一丁目 4 番 13 号
キューピー株式会社
代表取締役 社長執行役員 高宮 満

キューピー株式会社（以下「キューピー」といいます。）は、アヲハタ株式会社（以下「アヲハタ」といい、キューピーとアヲハタを総称して、以下「両社」といいます。）との間で 2025 年 7 月 3 日付にて締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2025 年 11 月 1 日を効力発生日として、キューピーを株式交換完全親会社とし、アヲハタを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 1 号）

別紙 2 のとおりです。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号および第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

アヲハタは、キューピーとの間で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の消却

アヲハタは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催されるアヲハタの取締役会決議により、本株式交換によりキューピーがアヲハタの発行済株式（ただし、キューピーが保有するアヲハタ株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）においてアヲハタが保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買い取り請求に応じてアヲハタが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

③ 配当予想の修正（無配）および株主優待制度の廃止

アヲハタは、2025 年 7 月 3 日付の取締役会決議により、本株式交換が成立することを条件に、2025 年 4 月 3 日に公表した 2025 年 11 月期の配当予想を修正し、2025 年 11 月期の期末配当を行わない旨、および 2025 年 11 月期より株主優待制度を廃止する旨を決定しています。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

① 本株式交換契約の締結

キューピーは、アヲハタとの間で、本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の取得

キューピーは、2025 年 7 月 3 日付の取締役会決議により、以下のとおり、自己株式取得に係る事項を決定しています。

- | | |
|-------------|--|
| ・取得対象株式の種類 | キューピーの普通株式 |
| ・取得し得る株式の総数 | 9,600,000 株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合
6.91%） |
| ・株式の取得価額の総額 | 24,000 百万円（上限） |

- ・自己株式取得の期間 2025 年 7 月 4 日～2026 年 5 月 31 日
- ・取得方法 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場買付

6. 会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

キューピー株式会社（以下「甲」という。）及びアヲハタ株式会社（以下「乙」という。）は、2025年7月3日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：キューピー株式会社

住所：東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：アヲハタ株式会社

住所：広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に0.91を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の株式0.91株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年11月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

1. 甲は、2025年5月31日を基準日として、1株当たり32円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、2025年5月31日を基準日として、1株当たり10円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前2項に定める場合を除き、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行ってはならず、また、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第9条 (自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第10条 （本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条 （準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲又は乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 （協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年7月3日

甲： 東京都渋谷区渋谷一丁目4番13号
キューピー株式会社
代表取締役社長執行役員 高宮 満



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2025年7月3日

乙： 広島県竹原市忠海中町一丁目1番25号
アヲハタ株式会社
代表取締役社長 上田 敏哉



別紙2 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

キューピーは、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しています。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	キューピー (株式交換完全親会社)	アヲハタ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.91
本株式交換により交付する株式数	キューピーの普通株式：4,154,001株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

アヲハタの普通株式（以下「アヲハタ株式」といいます。）1株に対して、キューピーの普通株式（以下「キューピー株式」といいます。）0.91株を割当交付いたします。ただし、キューピーが保有するアヲハタ株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議および合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するキューピー株式の数

キューピーは、本株式交換に際して、基準時におけるアヲハタの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、キューピーを除きます。）に対して、その所有するアヲハタ株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数のキューピー株式を割当交付する予定です。キューピーはかかる交付にあたり、その保有する自己株式を充当する予定であり、本株式交換における割当てに際して新たに株式を発行する予定はありません。

なお、キューピーは、機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るために、別途9,600,000株を上限として、キューピー株式を取得する（以下「本自己株取得」といいます。）予定です。本自己株取得に関する概要は、①取得対象株式の種類：キューピー株式、②取得し得る株式の総数：9,600,000株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.91%）、③株式の取得価額の総額：24,000百万円（上限）、④自己株式取得の期間：2025年7月4日～2026年5月31日、⑤取得方法：東京証券取引所における市場買付、⑥その他必要な事項：本自己株取得についての①～⑤以外の必要事項に関する一切の決定については、代表取締役社長執行役員に一任する、⑦（ご参考）2025年5月31日時点の自己株式の保有状況：発行済株式総数（自己株式を除く）139,010,535株・自己株式数2,489,465株、というものです。

アヲハタは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

本株式交換によって交付する株式数は、アヲハタの自己株式の取得、消却等の理由により、

今後修正される可能性があります。

(注 3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、キューピーの単元未満株式（1 単元（100 株）未満）を保有することとなるアヲハタの株主の皆様については、キューピー株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

単元未満株式の買取請求制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、キューピーの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをキューピーに対して請求することができる制度です。

(注 4) 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、キューピー株式 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなるアヲハタの株主の皆様については、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当するキューピー株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠および理由

キューピーおよびアヲハタは、本株式交換に用いられる上記 1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定に当たって公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、キューピーは大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、アヲハタは株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関に選定いたしました。

キューピーにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、キューピーの第三者算定機関である大和証券から受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、キューピーがアヲハタに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、キューピーの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、アヲハタにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」に記載のとおり、アヲハタの第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書および本株式交換比率がアヲハタの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）、法務アドバイザーである K T S 法律事務所および潮見坂綜合法律事務所からの助言、

アヲハタがキューピーに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、並びに 2025 年 4 月 25 日に設置された、筆頭株主であるキューピーとの間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）からの指示、助言および 2025 年 7 月 2 日付で受領した答申書（詳細については、下記(4)「公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）」の③「アヲハタにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」参照）の内容等を踏まえて、キューピーとの間で複数回にわたり慎重に協議・検討をいたしました。そして、本株式交換比率については、下記(2)②「算定の概要」に記載のとおり、妥当といえることを踏まえ、アヲハタの少数株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。以上のような協議・結果を踏まえ、アヲハタにおいて、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、キューピーおよびアヲハタは、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、キューピーおよびアヲハタは、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称および両社との関係

キューピーの第三者算定機関である大和証券およびアヲハタの第三者算定機関であるプルータスはいずれも、キューピーおよびアヲハタの関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

大和証券は、キューピーについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025 年 7 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

アヲハタについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法においては、2025 年 7 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法においては、アヲハタより提供された財務予測をキューピーが独自に検討し、2025 年 11 月期から 2028 年 11 月期における財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー

を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。
 なお、キューピー株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合のアヲハタの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
キューピー	アヲハタ	
市場株価法	市場株価法	0.78～0.82
	DCF 法	0.65～1.15

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、アヲハタおよびキューピーから提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、それらの資料および情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証を行っておりません。また、アヲハタの資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産および負債の分析および評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券の株式交換比率の算定は、2025 年 7 月 2 日時点までの情報および経済条件を反映したものであり、アヲハタの財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、大和証券が DCF 法による算定の前提としたアヲハタの財務予測において、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2026 年 11 月期においてその前年度比 152.2%、2027 年 11 月期においてその前年度比 32.4%の営業利益の増加が見込まれております。また、本株式交換の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測は、上場維持コストを除き、本株式交換の実施を前提としておりません。

他方、プルータスは、キューピーについては、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025 年 7 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

アヲハタについては、同社が金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を採用して算定を行いました。市場株価法においては 2025 年 7 月 2 日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における算定基準日の終値並びに算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間、過去 3 ヶ月間および過去 6 ヶ月間の各期間の終値単純平均値を採用しております。

DCF 法では、アヲハタが作成した 2025 年 11 月期から 2028 年 11 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。DCF 法における継続価値の算定については永久成長法を採用しております。具体的には割引率は 3.7%～4.2%を使用しており、永久成長率は 0%として算出しております。

なお、キューピー株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の評価レンジは、以下

のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
キューピー	アヲハタ	
市場株価法	市場株価法	0.74～0.82
	DCF 法	0.80～1.06

ブルータスは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた資料および情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析および検討の対象とした全ての資料および情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料および情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておりません。また、アヲハタの事業見通しおよび財務予測については、アヲハタの経営陣により現時点で得られる最善の予測および判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、大幅な増益を見込んでおります。具体的には、2026 年 11 月期においてその前年度比 123.2%、2027 年 11 月期においてその前年度比 37.5%の営業利益の増加が見込まれております。また、本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、ブルータスが DCF 法に用いた当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

ブルータスは算定の基礎とした当該財務予測について、アヲハタとの間で質疑応答を行いその内容を確認しております。また、下記(4)「公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含む)」の③「アヲハタにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会がその内容、重要な前提条件および作成経緯等の合理性を検証し、不合理でないことを確認しております。

また、アヲハタは、2025 年 7 月 2 日、ブルータスから、本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、アヲハタが作成した事業計画および両社の市場株価に基づく株式交換比率の算定の結果等に照らして、両社で合意された株式交換比率が、アヲハタの少数株主にとって財務的見地から公正であることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、ブルータスがアヲハタからアヲハタの事業の現状、将来の事業計画等の開示を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した株式交換比率の算定の結果に加えて、本株式交換の概要、背景および目的に係る両社への質疑応答、ブルータスが必要と認めた範囲内での両社の事業環境、経済、市場および金融情勢等についての検討並びにブルータスにおけるエンゲージメントチームとは独立した審査会におけるレビュー手続を経て発行されております。

(注) ブルータスは、本フェアネス・オピニオンの作成および提出並びにその基礎となる上記株式交換比率の算定を行うに際して、アヲハタから提供を受けた基礎資料および一般に公開されている資料、並びに両社から聴取した情報が正確かつ完全であること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でブルータスに対して未開示の事実はないことを前提としてこれらに依拠しており、上記の手続を除く調査、検証を実施しておらず、その調査、検証を実施する義務も負っておりません。

また、ブルータスは、個別の資産および負債の分析および評価を含め、両社およ

びそれらの関係会社の資産および負債（簿外資産および負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、両社およびそれらの関係会社からはこれらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けておりません。また、プルータスは、倒産、支払停止又はそれに類似する事項に関する適用法令の下での両社およびそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。

プルータスが、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いたアヲハタの事業計画その他の資料は、アヲハタの経営陣により当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、プルータスはその実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はこれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明しておりません。

プルータスは、本株式交換契約が適法かつ有効に作成および締結され、アヲハタの株主総会で承認されること、本株式交換が本株式交換契約に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本株式交換契約に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式交換が本株式交換契約の条件に従って完了することを前提としております。また、プルータスは、本株式交換が適法かつ有効に実施されること、本株式交換の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式交換によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

プルータスは、本株式交換の実行に関するアヲハタの意思決定、あるいは本株式交換と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することをアヲハタから依頼されておらず、また検討しておりません。プルータスは、会計、税務および法律のいずれの専門家でもなく、本株式交換に関するいかなる事項の適法性および有効性並びに会計および税務上の処理の妥当性について独自に分析および検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。

本フェアネス・オピニオンは、両社で合意された本株式交換比率がアヲハタの少数株主にとって財務的見地から公正であるか否かについて、その作成日現在の金融および資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、その作成日までにプルータスに供され又はプルータスが入手した情報に基づいて、その作成日時点における意見を述べたものであり、その後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、プルータスは本フェアネス・オピニオンの内容を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率がアヲハタの少数株主にとって財務的見地から公正なものであることについて意見表明するにとどまり、アヲハタの発行する有価証券の所有者、債権者その他の関係者に対し、いかなる意

見を述べるものではなく、アヲハタの株主の皆様に対して本株式交換に関するいかなる行動も推奨するものではありません。また、本フェアネス・オピニオンは、本株式交換比率に関するアヲハタの取締役会および本特別委員会の判断の基礎資料として使用することを目的としてプルータスから提供されたものであり、他のいかなる者もこれに依拠することはできません。

(3) 上場廃止となる見込みおよびその事由

本株式交換により、その効力発生日（2025 年 11 月 1 日を予定）をもって、アヲハタはキューピーの完全子会社となり、アヲハタ株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2025 年 10 月 30 日付で上場廃止（最終売買日は 2025 年 10 月 29 日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

上場廃止後は、アヲハタ株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換によりアヲハタ株主の皆様には割り当てられるキューピー株式は東京証券取引所に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性があるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。他方、本株式交換により、キューピーの単元未満株式を保有することとなる株主の皆様においては、金融商品取引所において当該単元未満株式を売却することはできませんが、キューピーに対し、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。かかる取扱いの詳細については、上記 1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記 1.「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、アヲハタ株主の皆様は、最終売買日である 2025 年 10 月 29 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するアヲハタ株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換は、キューピーが、既にアヲハタ株式 3,687,536 株（2025 年 5 月 31 日時点の発行済株式総数 8,292,000 株から自己株式数 27,188 株を減じた株式数に占める所有割合にして 44.62%）を保有しており、実質支配力基準によりアヲハタはキューピーの連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

キューピーは、キューピーおよびアヲハタから独立した第三者算定機関である大和証券を選定し、2025 年 7 月 2 日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。

算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、キューピーは、大和証券から本株式交換比率がキューピーの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、アヲハタは、キューピーおよびアヲハタから独立した第三者算定機関であるプルータスを選定し、2025年7月2日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、アヲハタは、プルータスから本フェアネス・オピニオンを取得しております。算定書および本フェアネス・オピニオンの概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。

② 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとしてキューピーは長島・大野・常松法律事務所を、アヲハタはKTS法律事務所および潮見坂綜合法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続および意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所、KTS法律事務所および潮見坂綜合法律事務所は、いずれもキューピーおよびアヲハタから独立しており、重要な利害関係を有しません。

③ アヲハタにおける利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

アヲハタは、親会社で支配株主であるキューピーからの本株式交換の提案を受けて、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、アヲハタ取締役会において、本株式交換の是非を審議および決議するに先立って、本株式交換では構造的な利益相反の問題が生じ得るため、アヲハタの少数株主の皆様の保護を目的として、本株式交換における交換比率の公正性の担保、本株式交換の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から本株式交換の公正性を担保する措置の一つとして、意思決定の恣意性を排除し、公正性、透明性および客観性のある意思決定過程を確立するため、2025年4月25日に、いずれも、支配株主であるキューピーとの間で利害関係を有しておらず、かつ、東京証券取引所に独立役員として届け出ている、アヲハタの社外取締役である角川晴彦氏および石野洋子氏並びに社外監査役である稗田さやか氏（弁護士）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました（なお、本特別委員会の委員の報酬は、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うものとされており、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。）。アヲハタは、本特別委員会に対し、(i)本株式交換の目的の合理性（本株式交換がアヲハタの企業価値の向上に資するか否かを含む。）、(ii)本株式交換の条件の妥当性（本株式交換の実施方法や本株式交換比率の妥当性を含む。）、(iii)本株式交換の手続の公正性（いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。）、(iv)上記を踏まえ、本株式交換がアヲハタの少数株主にとって不利益なものでないこと（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。また、アヲハタは、本諮問事項の諮問にあたり、本特別委員会に対して、(a)アヲハタとキューピーの間で本株式交換の取引条件等についての交渉を行う権限、アヲハタや

そのアドバイザーがキューピーと取引条件等の交渉を行う場合でも、事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見、指示および要請を行うこと等により、取引条件等に関する交渉過程に実質的に影響を与えることができる権限、(b) アヲハタの第三者算定機関、法務アドバイザー、財務アドバイザーその他のアドバイザーを指名若しくは承認（事後承認を含む。）する権限、(c) 特別委員会が必要と判断する場合には、アヲハタの費用により、自ら、第三者算定機関、並びに財務および法務等のアドバイザーを選任する権限、(d) アヲハタの費用負担の下、本諮問事項についての判断および検討に必要な情報をアヲハタの役職員その他本特別委員会が必要と認める者から収集・受領する権限を付与いたしました。

本特別委員会は、2025 年 4 月 25 日から 2025 年 7 月 2 日までに、合計 11 回開催したほか、電子メール等を通じて、意見表明や情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、まず、アヲハタが選任したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるプルータス並びに法務アドバイザーである K T S 法律事務所および潮見坂綜合法律事務所について、いずれも独立性および専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、キューピーに対して本株式交換の目的等に関する質問状を送付した上で、キューピーから本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、取引形態として株式交換を選択した理由、本株式交換後の経営方針や従業員の取扱いに関する考え方等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、アヲハタの法務アドバイザーである K T S 法律事務所および潮見坂綜合法律事務所から本株式交換に係るアヲハタの取締役会の意思決定方法、本特別委員会の運用その他本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関して助言を受けるとともに、キューピーに対する法務デュー・ディリジェンスの結果について説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、アヲハタのファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるプルータスから本株式交換における対価（本株式交換比率等）の算定方法および算定結果の説明を受け、質疑応答を行い、その合理性の検証を行いました。加えて、本特別委員会は、アヲハタが、アヲハタのファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関であるプルータスから提出を受けた本フェアネス・オピニオンについて、その発行手続等の説明を受け、質疑応答を行っております。また、本特別委員会は、プルータスおよび K T S 法律事務所および潮見坂綜合法律事務所の助言を受け、本株式交換における対価（本株式交換比率等）の交渉方針を定めるとともに、その交渉内容について随時報告を受け、必要に応じて指示を行う等、キューピーとの交渉に実質的に関与いたしました。本特別委員会は、かかる経緯の下、本諮問事項について慎重に協議および検討を行い、本株式交換はアヲハタの少数株主にとって不利益なものではない旨の答申書を、2025 年 7 月 2 日付で、アヲハタの取締役会に対して提出しております。本特別委員会の意見の概要は、以下のとおりです。

- (i) 本株式交換の目的の合理性（本株式交換がアヲハタの企業価値の向上に資するか否かを含む。）

以下の点を踏まえると、本株式交換の目的の合理性に関連する事実関係につい

てのアヲハタの認識や本株式交換の検討経緯に不合理な点は認められず、本株式交換によって想定されているシナジーは一定程度実現可能であり、他方でデメリットは限定的であると考えられるので、本株式交換は、アヲハタの企業価値向上に資するものであり、本株式交換の目的は合理的であると考えられる。

- a. 両社が公表した 2025 年 7 月 3 日付「キューピー株式会社によるアヲハタ株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」と題するプレスリリースの 1.「本株式交換による完全子会社化の目的」に記載の本株式交換の背景となる事業環境および経営課題に関するアヲハタの認識、並びにそれらを前提として本株式交換の検討を行った経緯に不合理な点は認められない。
- b. 特に、アヲハタの企業価値の源泉であるアヲハタブランドの取扱いについては、アヲハタとキューピーとの間で、本株式交換後もそれぞれのブランドの独立性を維持しながら、相互に密な連携を取ることによってグループ全体のブランド価値向上を目指すことが確認できている。アヲハタにおいても、アヲハタのブランド価値を維持し、向上させる施策について検討してきており、自ら実行することも可能であると考えているが、材料費、物流費、人件費等が高騰し、厳しい経営環境が継続していることを踏まえると、必要十分な広告宣伝や商品開発等を行う余力があるわけではない。中長期的なブランド戦略に長けており、また、ブランド価値向上施策に割り当てる資金力も豊富なキューピーとの関係性を強化することは、アヲハタのブランド価値、ひいてはアヲハタの企業価値向上につながるものと考えられる。
- c. 上記の厳しい経営環境を踏まえると、アヲハタグループ（アヲハタ並びにアヲハタの子会社および関連会社で構成される企業グループをいう。）が中長期的な成長を遂げるための施策として、IT システム、知的財産、営業活動、研究開発等に資金を投下することが必須であるが、アヲハタ単独では限界がある。そのような中で、本株式交換を実行することによって、経営資源の相互活用、バックオフィス業務の集約や上場維持コストの削減等を実行することが可能となり、かつキューピーの提案する内容が一定程度具体的かつ現実的なものであることに照らせば、本株式交換は一定のシナジーによりアヲハタの企業価値の向上に資する効果をもたらすものであると評価することは可能であると思われる。
- d. 一方で、アヲハタ株式が非公開化されることによるデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達ができなくなること、②上場会社であることにより享受することができていた社会的な信用を喪失すること、および③人材採用面における悪影響等が懸念される。しかし、本特別委員会がアヲハタから受けた説明および資料によれば、まず①については、アヲハタにおいてはここ数年エクイティ・ファイナンスを行っておらず、また資金調達が喫緊の課題ではないことに加え、非公開

化後はキューピーグループ(キューピー並びにキューピーの子会社および関連会社で構成される企業グループ。以下同じ。)のキャッシュ・マネジメント・システムを利用することにより、外部からの資金調達よりも有利な条件で資金調達が可能となるために問題ないと考えられる。また、②については、本株式交換の実行後も、両社の専門性を尊重しながら、引き続きアヲハタ独自のブランドは維持されることがキューピーとの間で確認されており、非公開化に伴う当該ブランドの価値への影響は限定的であると考えられ、また取引先とはアヲハタの長年の取引実績等を背景とした関係を構築しているために、かかる観点からも非上場会社となることによる取引関係への影響は限定的と想定される。さらに、③についても、アヲハタブランドが維持されることに加え、アヲハタの知名度・信用からすれば、新規従業員の採用・既存従業員のリテンションにおいても非公開化・上場廃止することによる影響は限定的であると思われ、また、本株式交換後もキューピーグループであることによる信用力は維持される。さらに、キューピーによれば、グループ全体での効率的な人員配置を推進することにより優れた人材の確保が可能であるとのことである。

- (ii) 本株式交換の取引条件の妥当性(本株式交換の実施方法や株式交換比率の妥当性を含む。)

以下の点を踏まえると、本株式交換の取引条件は妥当性があると考えられる。

- a. 株式交換を選択した理由は、公開買付けを伴うスキームと比較してスケジュールを短縮することができ、これにより実務負担の軽減が可能であること、および、キューピーとして政策的に保有している自己株式を活用することができるためにキューピーにとって経済合理性があることとのことであり、かかる説明に不合理な点は見当たらない。また、仮に、キューピーが、アヲハタの株価が下落傾向にあるタイミング、かつ、キューピーの株価が高騰しているタイミングを狙って本株式交換を実施したといえるような場合は、不当にアヲハタ株主の利益を害することを企図し得るものの、そのような事情は見当たらない。さらに、本株式交換によって、アヲハタの株主は、キューピーの株式の取得を通じて、本株式交換によるシナジーを享受することができる。特に、キューピーは、株主還元方針として、2025年度から2028年度までの中期経営計画にて4年間累計の総還元性向50%以上を掲げており、本株式交換後も株主還元を重視するとのことであるので、かかる観点からもキューピー株式はアヲハタの少数株主において不利な取引対価の種類ではないという評価も可能である。
- b. 上記(2)②「算定の概要」に記載のプルータスによる株式交換比率算定に用いられた算定方法について、プルータスから評価手法の選択理由等を含む詳細な説明を受けて検討した結果、プルータスによる株式交換比率算定には、特に不合理な点は認められなかった。
- c. プルータスによる株式交換比率算定のうちDCF法の前提となるアヲハタ

の事業計画の作成経緯等について、アヲハタとの間で質疑応答を行い、アヲハタから、事業計画の作成に当たっては、第 11 期中期経営計画をベースに、進行期の実績を加味して作成したこと等について説明を受けて検討した結果、アヲハタの事業計画の作成経緯およびその重要な前提条件に特に不合理な点は認められない。

- d. 本株式交換比率は市場株価法の算定結果の範囲を上回るものであり、かつ、DCF 法の算定方法の算定結果の範囲内に収まっている。また、本株式交換の類似事例を検討したところ、本株式交換比率は、少なくとも、(i)アヲハタおよびキューピーの算定基準日の終値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアム、(ii)アヲハタおよびキューピーの算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアム、および、(iii)アヲハタおよびキューピーの算定基準日から遡る過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に基づき算出される株式交換比率と比較して付されているプレミアムにおいて、過去の同種事例のプレミアム水準と比較しても遜色のない水準であると評価することは可能である。
- e. キューピーの算定基準日から遡る過去 1 ヶ月間の終値単純平均値を基準に、本株式交換比率で株式交換を行った場合のアヲハタ株式 1 株の価値は 3,031 円となり、上場来最高値 (2,999 円) を上回っている。
- f. 2025 年 5 月上旬から同月下旬にかけて、偶発債務その他バリュエーションに影響を与え得る事項を確認する観点から、キューピーに対し、KTS 法律事務所および潮見坂綜合法律事務所による法務デュー・ディリジェンスを実施した。当該デュー・ディリジェンスの結果、プルータスの株式交換比率の算定に影響を与えるような重大な偶発債務等は見当であった。本株式交換比率は、アヲハタのアドバイザーの助言を踏まえて、アヲハタおよび本特別委員会とキューピーとの間の真摯な価格交渉の結果決定されており、また、3 回にわたる株式交換比率の見直しの要請が行われ、実際にキューピーが当初提案した 0.83 から 0.91 にまで引き上げられているところ、これらのアヲハタおよび本特別委員会とキューピーとの本株式交換比率の交渉に係る経緯には不合理な点は認められない。

- (iii) 本株式交換の手続の公正性 (いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含む。)

以下のとおり、本株式交換に係る手続について、M&A 指針に定められる各公正性担保措置に則った適切な対応が行われており、その内容に不合理な点は見当たらないため、本株式交換に係る手続の公正性は確保されていると考えられる。

- a. アヲハタは、2025 年 3 月 25 日に、キューピーから本株式交換に関する提案書を受領し、2025 年 4 月 25 日に開催したアヲハタの取締役会において、本特別委員会を設置する旨の決議を行った。キューピーグループからの独立性および本株式交換に関して少数株主とは異なる重要な利害関係

を有していないことを確認した上で、アヲハタから独立した立場である、アヲハタの社外取締役および社外監査役（アヲハタの社外取締役である角川晴彦氏および石野洋子氏、並びにアヲハタの社外監査役であり弁護士でもある稗田さやか氏の3名）から構成される特別委員会を設置した。

また、アヲハタは、本特別委員会が取引条件が妥当でないと判断した場合には本株式交換を行わないことを取締役会においてあらかじめ決定した上で、本特別委員会における交渉方針についての事前の協議・検討を踏まえ、キューピーとの間で、本株式交換の諸条件に関する交渉を実施しており、本特別委員会は、アヲハタから適時にその進捗状況や結果の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本特別委員会として妥当と考える取引条件をアヲハタに対して助言している。

本諮問事項について検討するため、本特別委員会は、アヲハタに対して、アヲハタの経営環境、本株式交換を実行することによるアヲハタのメリット・デメリット、プルータスによる株式交換比率算定の前提とした事業計画の内容等に関してヒアリングを行った。また、本特別委員会は、プルータスに対して、アヲハタの株式交換比率算定の方法および結果に関してヒアリングを行った。

- b. さらに、本特別委員会は、キューピーに対して、本株式交換の背景・目的、アヲハタの経営課題の内容および本株式交換後のアヲハタの経営方針等に関してヒアリングを行ったほか、キューピーに対して実施されたデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえた検討を行った。本株式交換に係る協議、検討および交渉の過程で、キューピーグループその他の本株式交換に特別な利害関係を有する者が交渉過程および意思決定過程に不当な影響を与えた事実は認められない。
- c. アヲハタは、2025年4月下旬にアヲハタおよびキューピーグループから独立したリーガル・アドバイザーとしてKTS法律事務所および潮見坂綜合法律事務所を選任し、アヲハタおよびキューピーグループから独立したファイナンシャル・アドバイザーおよび第三者算定機関として、プルータスを選任し、それぞれ専門的な助言等を受けながら、本諮問事項について慎重に検討および協議を行った。
- d. なお、本株式交換において、アヲハタは、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を本株式交換成立の条件とはしていないが、その理由は、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定すると、本株式交換の成立を不安定なものとし、かえってアヲハタの少数株主の利益に資さない可能性があるためである。また、本株式交換においては、その他に適切な公正性担保措置が実施されており、アヲハタの一般株主の利益には十分な配慮がなされているため、本株式交換において、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、適切な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではないと考えられる。

- e. M&A 指針が開示を求める特別委員会に関する情報、株式価値算定に関する情報およびその他の情報は十分に開示されるものと認められる。
- (iv) 上記を踏まえ、本株式交換がアヲハタの少数株主にとって不利益なものでないこと
以上のとおり、本株式交換の目的は合理的と考えられること、本株式交換の取引条件は妥当であると考えられること、および本株式交換の手続は公正なものであると考えられることからすると、本株式交換はアヲハタの少数株主にとって不利益なものではないと考えられる。

④ アヲハタにおける利害関係を有しない取締役全員の承認および利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した本日開催のアヲハタの取締役会においては、アヲハタの取締役7名のうち、上田敏哉氏、佐川健志氏および藤原かおり氏を除く、他の4名の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。なお、上田敏哉氏、佐川健志氏および藤原かおり氏はいずれも過去3年以内にキューピーの執行役員又は従業員であったため、利益相反を回避する観点から、上田敏哉氏、佐川健志氏および藤原かおり氏は、アヲハタの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。他方、鈴木勝義氏は、キューピーの元従業員であるものの、7年以上前（2018年2月）にキューピーを退社していることから、本株式交換におけるアヲハタの意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断し、アヲハタ取締役会の審議および決議に参加しております。また、上記の取締役会においては、アヲハタの監査役3名のうち、浦田昌也氏を除く2名が出席し、その全員が本株式交換を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。なお、浦田昌也氏は、過去3年以内にキューピーの執行役員であったため、利益相反を回避する観点から、アヲハタの立場で本株式交換に係る協議・交渉に参加しておりません。

3. 本株式交換の対価としてキューピー株式を選択した理由

両社は、本株式交換の対価として、キューピー株式を選択しました。本株式交換後にキューピーグループ全体の最適化を図るための各種施策の機動的な実施によるシナジー効果の発現によって、キューピー株式の交付を受けるアヲハタの株主がキューピーグループの企業価値の向上を経済的に享受する機会を得ることが可能になると考えられることや、キューピー株式が東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も引き続き同市場での取引による株式の流動性を提供できることなどから、両社は、キューピー株式を本株式交換の対価とすることが適切であると判断しました。

4. 株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加するキューピーの資本金および準備金の額は、会社計算規則第39条に定

めるところに従って、キューピーが適当に定めます。かかる金額は、キューピーの資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙 3 株式交換完全子会社に関する最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

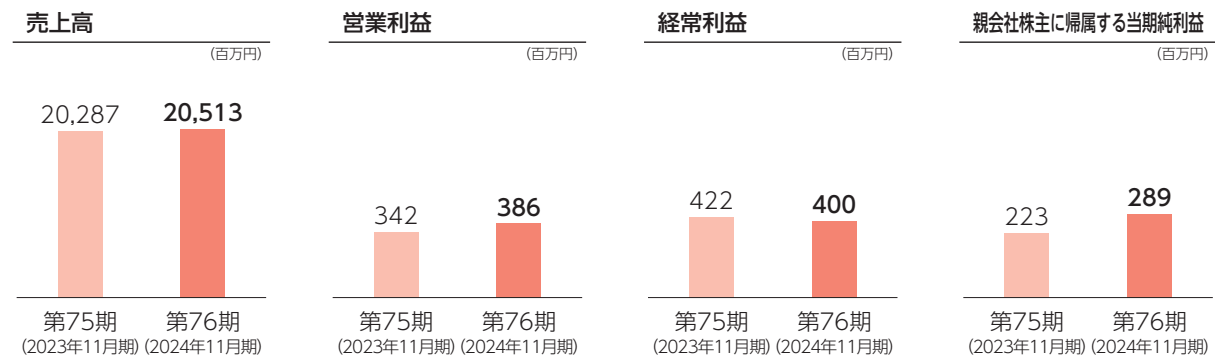
① 事業の経過および成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用・所得の改善が進む中、緩やかな回復基調が続きました。一方で不安定な国際情勢による地政学リスク、輸入コストおよびエネルギーコストの高止まり等により、消費マインドの改善には足踏みが見られました。

このような状況のなか、当社グループは2022年度からの中期経営計画の最終年度として、「フルーツのアヲハタ」実現へ向けた取り組みを進めてまいりました。

売上につきましては、産業用および生産受託・その他における不採算商品の見直しによる売上減少もありましたが、家庭用のジャム・スプレッドが好調を維持しました。また、育成している冷凍フルーツ加工品も売上が伸長し、売上高は205億13百万円（前期比1.1%増）となりました。

利益につきましては、原材料や物流費などの大きなコストアップ影響や、育成商品への継続的なマーケティング費用の投入がありましたが、家庭用の売上増加や生産性向上による増益効果により、営業利益は3億86百万円（前期比12.6%増）となりました。一方、外貨建て資産の為替差損により、経常利益は4億円（前期比5.3%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、体質改善を進める中、固定資産売却益などにより2億89百万円（前期比30.0%増）となりました。

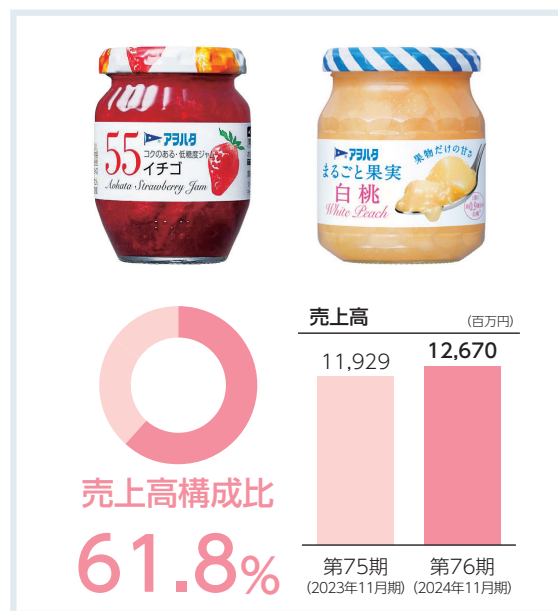


製品等の区分別概況

家庭用

家庭用につきましては、「アヲハタ・55」シリーズや「ヴェルデ・ホイップ」、「ヴェルデ・トーストスプレッド」をはじめとした基幹商品の販売が伸長しました。

新たな需要創出を目指している「アヲハタ・Spoon Free」や、育成している冷凍フルーツ加工品「アヲハタ・くちどけフローズン」も貢献し、増収となりました。この結果、家庭用の売上高は126億70百万円（前期比6.2%増）となりました。



招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

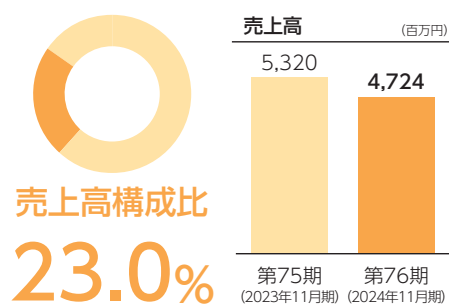
連結計算書類

計算書類

監査報告書

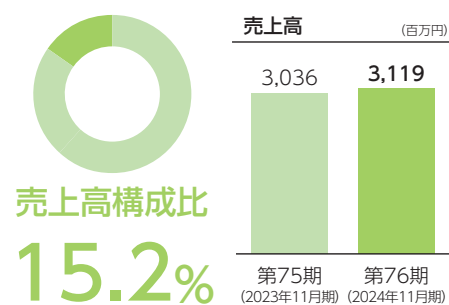
産業用

産業用につきましては、外食向けの新規採用もありましたが、不採算商品の見直しによる売上減少が影響しました。この結果、産業用の売上高は47億24百万円（前期比11.2%減）となりました。



生産受託・その他

生産受託につきましては、不採算商品の見直しを進める一方、介護食「キューピー・やさしい献立」シリーズが伸長しました。また、海外での売上伸長もあり、生産受託・その他の売上高は31億19百万円（前期比2.7%増）となりました。



② 中長期的な経営戦略および対処すべき課題

当社グループは、2021年12月からの3年間の中期経営計画が終了いたしました。厳しい逆風環境下ではありましたが、家庭用商品の2度の価格改定や生産革新、販管費抑制に取り組んでまいりました。

その中で積み重ねてきた経営体力や、明確になった経営課題を元に、あらたに2024年12月から4年間の中期経営計画を策定しました。2018年の創立70周年を機に掲げた、2028年ビジョン「フルーツで世界の人を幸せにする」をめざし、私たちの強みとなるリソースを活用することで、ジャム一極集中から脱却していく足場を創造し、成長へとつなげてまいります。チェンジとしてビジネスモデル転換、チャレンジとしてブランド価値向上を、「フルーツのアヲハタ」の実現に向けて推進してまいります。

なお、本計画における取り組み課題は以下のとおりです。

テーマ	主な取り組み
ジャム・スプレッド盤石化	基幹のジャム・スプレッド事業は、マーケティングを強化、生産性と価値を磨き、シェアを盤石化します。
フローズン育成・新領域開拓	手応えを得ている冷凍フルーツ加工品を育成するとともに、新領域に挑戦することで、国内2つめの柱を構築します。
海外新展開	国内向け原料供給拠点としてコストを磨くとともに、3つめの柱として海外市場での成長を目指します。
持続可能な経営基盤強化	持続可能な経営基盤の強化として、環境への配慮、心身の健康への貢献、人的資本価値の向上を進めていきます。

第11次中期経営計画における3つの戦略の柱

めざす姿

「フルーツのアラハタ」

2028年ビジョン

フルーツで世界の人を幸せにする

方針：ジャム一極集中から脱却していく足場を創造し成長への手応えを得る

Change

ビジネスモデルの転換

Challenge

ブランド価値の向上

新領域開拓

フローズン育成

ジャム・スプレッド盤石化

海外新展開

持続可能な経営基盤強

リソース活用

③ 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資額は2億20百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当連結会計年度中に完成または取得した主要設備

当社ジャム工場 ：ジャム類製造設備の更新

当社竹原工場 ：ジャム・スプレッド類および調理食品類製造設備の更新

当社山形工場 ：フルーツ加工品製造設備の更新

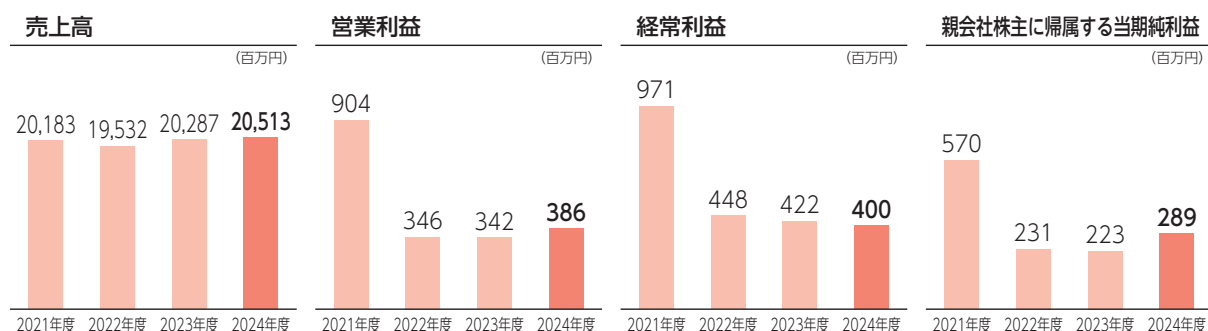
④ 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金および銀行借入による調達により充当いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区分	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度 (当連結会計年度)
売上高	千円 20,183,044	千円 19,532,312	千円 20,287,135	千円 20,513,627
営業利益	千円 904,205	千円 346,933	千円 342,726	千円 386,061
経常利益	千円 971,499	千円 448,781	千円 422,557	千円 400,351
親会社株主に帰属 する当期純利益	千円 570,819	千円 231,130	千円 223,112	千円 289,988
1株当たり 当期純利益	円 69.26	円 28.03	円 27.04	円 35.14
総資産	千円 17,775,107	千円 17,685,074	千円 17,062,165	千円 17,189,847
純資産	千円 12,937,509	千円 13,100,649	千円 13,421,041	千円 13,614,679
1株当たり純資産額	円 1,570.48	円 1,588.35	円 1,626.68	円 1,649.37

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。



(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
キューピー株式会社	百万円 24,104	% 44.7	介護食、調理食品等の製造の委託

- (注) 1. 親会社であるキューピー株式会社に対する製品の販売価格につきましては、一般の取引価格と同様、当社の見積価格および市場価格を勘案し都度協議の上決定しており、当社の利益を害することのないよう取引を行っております。また、当社取締役会においても同様の理由で、キューピー株式会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。
2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務および事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は親会社との間で共有する基本ルールにおいて、上場会社としての独立した経営権の保持、経営上の重要事項の説明、独自の内部統制システムの構築・運用、株主権の適切な行使などに関する規定を定めており、当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っているため、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

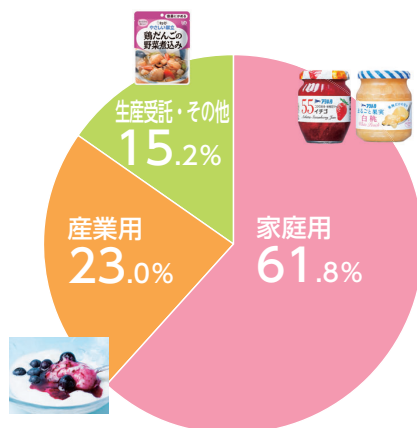
会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
杭州碧幟食品有限公司	千元 19,307	100.0	フルーツ加工品の製造および販売
Santiago Agrisupply SpA	百万チリペソ 3,498	100.0	農産物の加工販売

- (注) レインボー食品株式会社につきましては、2024年11月1日付で当社と合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 主要な事業内容 (2024年11月30日現在)

区分	主要品目	売上高構成比
家庭用	ジャム、マーマレード、スプレッド等	61.8%
産業用	フルーツ・プレパレーション、フルーツ原料、デザート類等	23.0%
生産受託・その他	介護食、料理用ソース等の調理食品等	15.2%
合計		100.0%

売上高構成比(2024年度)



家庭用



アラハタ
55ジャム



アラハタ
まるごと果実
白桃



アラハタ
Spoon Free



アラハタ
トラディショナル



アラハタ
スプレッド



アラハタ
くちどけフローズン
いちご



ヴェルデ
ホイップ



ヴェルデ
スプレッド

生産受託・その他



キューピー
やさしい献立



ジャネフ
クリアスルー



地域特産品

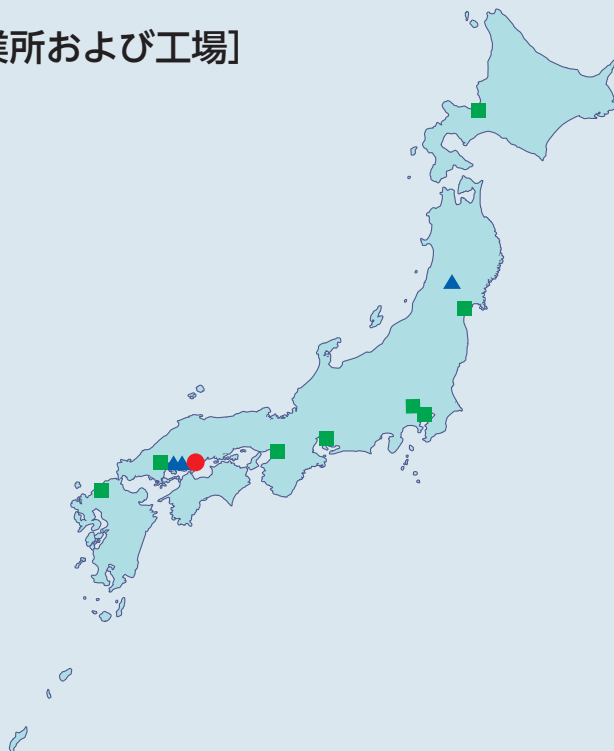


(5) 主要な営業所および工場 (2024年11月30日現在)

・ 当社本社	広島県竹原市
・ 営業拠点	営業本部 営業所
	東京都渋谷区、北海道札幌市、宮城県仙台市、埼玉県さいたま市、愛知県名古屋市、兵庫県伊丹市、広島県広島市、福岡県福岡市
・ 生産拠点	(国内)
	当社ジャム工場 当社竹原工場 当社山形工場
	(国外)
	杭州碧幟食品有限公司 Santiago Agrisupply SpA
	中華人民共和国浙江省 チリ共和国首都州

[国内の主要な営業所および工場]

- 本社
- ▲ 生産拠点
- 営業拠点



(6) 従業員の状況 (2024年11月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
603名	13名増	42.4歳	15.6年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
438名	5名増	42.9歳	19.5年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数を含みません。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年11月30日現在)

借入先	借入額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2 2 7 百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1 7 5
農 林 中 央 金 庫	1 6 1
株 式 会 社 中 国 銀 行	1 2 1
株 式 会 社 広 島 銀 行	7 1
呉 信 用 金 庫	2 8

2. 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2024年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 24,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,292,000株
- ③ 単元株式数 100株
- ④ 株主数 11,943名 (前期末比 71名増)
- ⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
キ ュ ー ピ ー 株 式 会 社	3,687	44.7
株 式 会 社 中 島 董 商 店	914	11.1
ア ラ ハ タ 持 株 会	246	3.0
株 式 会 社 ユ ー 商 会	200	2.4
東 洋 製 罐 グ ル ー プ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	106	1.3
廿 日 出 好 恵	101	1.2
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	73	0.9
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	60	0.7
廿 日 出 明 子	46	0.6
株 式 会 社 広 島 銀 行	44	0.5

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,108株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容は、「(2) ③取締役および監査役の報酬等」(28ページから30ページ)に記載のとおりであります。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況（2024年11月30日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 範 雄	海外本部担当	株式会社中島葦商店取締役
取 締 役	堀 宏	生産本部、果実原料本部 および品質保証本部担当	
取 締 役	鈴 木 勝 義	経営本部、財務本部 および広報室担当	
取 締 役	佐 川 健 志	営業本部担当	
取 締 役	藤 原 か お り (戸籍上の氏名：土屋かおり)	研究開発本部および マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長	
取 締 役	角 川 晴 彦		株式会社ブランドバリューズ 代表取締役社長
取 締 役	石 野 洋 子 (戸籍上の氏名：沖中洋子)		山口大学大学院技術経営研究科 教授 旭情報サービス株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	三 井 昌 夫		
監 査 役	松 居 智 子		長野国助法律事務所パートナー 弁護士 株式会社ナイガイ 社外取締役 (監査等委員)
監 査 役	浦 田 昌 也		株式会社中島葦商店 取締役執行役員 経営企画・管理 部門担当

- (注) 1. 取締役角川晴彦および石野洋子の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松居智子および浦田昌也の両氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役三井昌夫氏は、長年金融機関に在籍しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役浦田昌也氏は、株式会社中島葦商店の経営企画および管理部門における経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、角川晴彦、石野洋子および松居智子の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社と角川晴彦、石野洋子、松居智子および浦田昌也の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 2024年2月21日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって、監査役梅脇正弘氏は辞任により退任いたしました。
8. 当事業年度中における取締役の地位および担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐 川 健 志	取締役 営業本部、研究開発本部 およびマーケティング本部担当	取締役 営業本部担当	2024年 2月21日
藤 原 かおり	執行役員 マーケティング本部長	取締役 研究開発本部および マーケティング本部担当 兼マーケティング本部長	2024年 2月21日

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および当社子会社の取締役・監査役および執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者についてその保険料を当社が全額負担しております。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じ得る損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為、被保険者が違法に利益を得たこと、または他の者に利益を供与したことに起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

③ 取締役および監査役の報酬等

1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年2月18日付の取締役会決議により、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬を含む報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株

式報酬)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された監査役年間報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

- b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の経営環境（業績等）や他社水準、従業員給与の水準などを考慮しながら総合的に勘案したうえで、役位に応じて設定する。

- c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

(1) 業績連動報酬等

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値（連結売上高および連結営業利益の額）に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

業績目標および評価については、その妥当性・客観性を確保するため、指名・報酬委員会に諮問することとし、代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の業績連動報酬の内容を決定のうえ、毎年一定の時期に支給するものとする。

(2) 非金銭報酬等

非金銭報酬等は、当社の中長期的な企業価値および株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬、業績連動報酬等と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、譲渡制限付株式（譲渡制限期間は取締役の地位喪失までの間とし、継続して取締役の地位にあることおよび一部についてはこれに加えて、取締役会が目標値として設定した業績目標（連結営業利益率）を上回ることを条件として譲渡制限を解除する。）を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を考慮して検討するものとし、指名・報酬委員会に諮問し、取締役会にて種類別の報酬割合の範囲を決定することとする。下記 e. の委任を受けた代表取締役社長は、当該種類別の報酬割合の範囲内で、業務執行取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

- e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して決定をしなければならないこととする。但し、非金銭報酬等（株式報酬）は、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会の決議で個人別の割当株式数を決議する。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	112 (14)	84 (14)	14 (-)	14 (-)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	13 (4)	13 (4)	- (-)	- (-)	3 (1)
合計 (うち社外役員)	125 (18)	97 (18)	14 (-)	14 (-)	10 (3)

- (注) 1. 上記には、無報酬の社外監査役1名は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
・当事業年度に係る役員賞与 14百万円 (取締役5名に対し14百万円)
4. 業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標に対する達成度を反映した現金報酬とし、具体的には、各事業年度の会社業績の目標値 (連結売上高および連結営業利益の額) に対する達成度合いおよび担当部門や各自の目標達成度を指標として職責や成果を反映することにより算出した上で、実績や経営に対する貢献度等を踏まえて算定しております。業績指標の実績の推移は、「1. (2)直前3事業年度の財産および損益の状況」に記載のとおりであります。
5. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「1) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「(1) ⑥ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
6. 取締役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額1億60百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名 (うち、社外取締役は2名) です。
また、金銭報酬とは別枠で、2022年2月18日開催の第73回定時株主総会において、株式報酬の額として年額50百万円以内、株式数の上限を年2万株以内 (社外取締役は付与対象外) と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く) の員数は、4名です。
7. 監査役の基本報酬の額は、2007年1月26日開催の第58回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。
8. 取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長山本範雄氏に対し、その具体的内容の決定について委任をしており、その権限の内容は、各取締役の役位に応じた基本報酬の額および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績連動賞与の評価配分の決定であります。
委任をした理由は、当社全体の業績等を勘案した上で、各取締役の役位に応じた基本報酬の額の決定および各業務執行取締役の担当部門や各自の目標達成度を踏まえた業績について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。
また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に業績連動賞与の評価配分に関する原案等を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重して委任された内容の決定を行っております。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役角川晴彦氏は、株式会社ブランドバリューズの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役石野洋子氏は、山口大学大学院技術経営研究科の教授、旭情報サービス株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松居智子氏は、長野国助法律事務所のパートナー弁護士、株式会社ナイガイの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浦田昌也氏は、株式会社中島董商店の取締役執行役員であります。株式会社中島董商店は、当社の議決権の11.1%を保有する大株主であります。

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取 締 役	角 川 晴 彦	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、経営者としての豊富な経験と、マーケティングに関する幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員長として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
取 締 役	石 野 洋 子	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、技術経営分野における幅広い知識・見識を活かし、取締役会において当社の経営への助言や取締役の職務執行に対する適切な監督を行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監 査 役	松 居 智 子	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、法律専門家としての豊富な知見や経験を活かし、取締役会および監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っています。また、指名・報酬委員会の委員として、同委員会において適宜必要な発言を行っています。
監 査 役	浦 田 昌 也	当事業年度に開催された取締役会13回および監査役会7回のすべてに出席し、営業・人事および経営企画・管理部門における経験と幅広い見識を活かし、取締役会および監査役会において議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

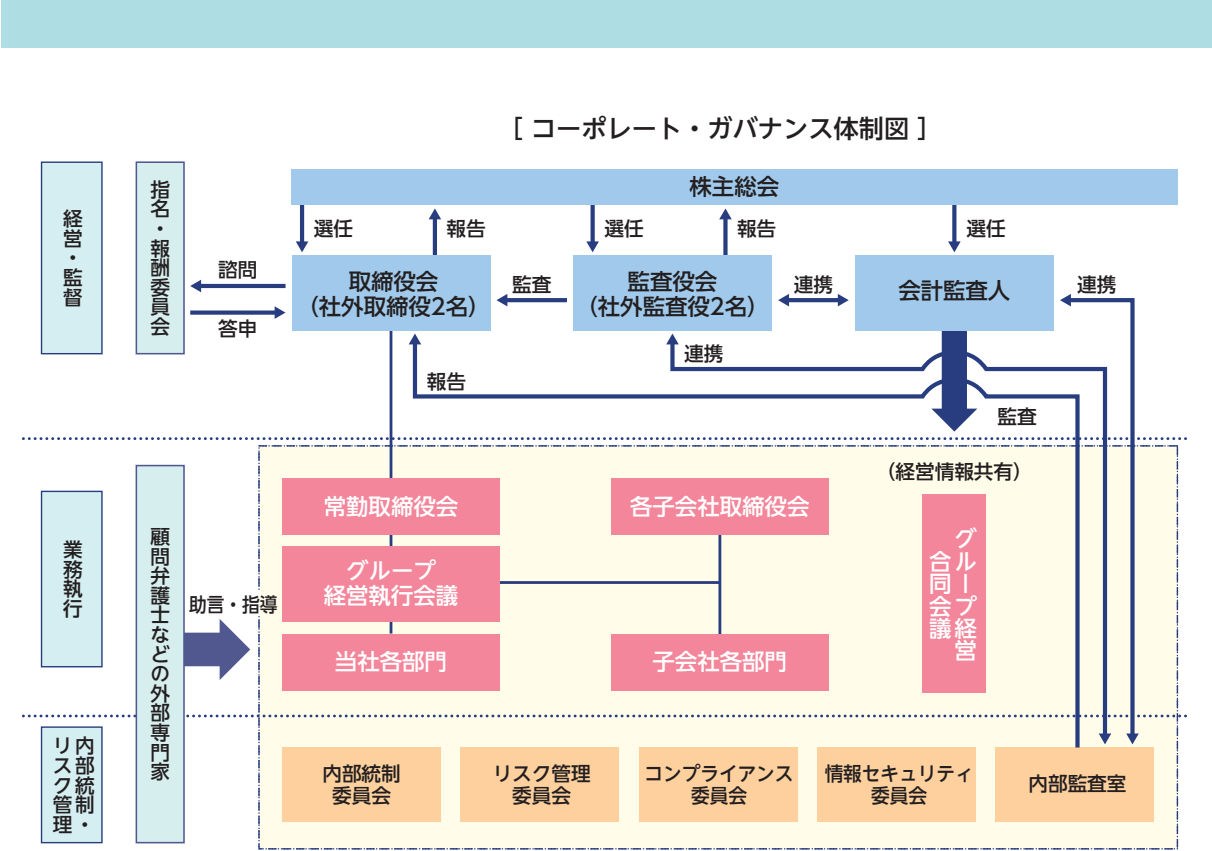
(4) 会社の業務の適正を確保するための体制の整備およびその運用状況に関する事項

取締役会において決議しております「会社の業務の適正を確保するための体制」の概要につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトにて公表しておりますので、そちらをご参照ください。

(http://www.aohata.co.jp/ci002_ir/meeting/index.html)

当事業年度の、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役間の意思疎通を図り相互に業務執行を監督いたしました。
- ② 監査役会を7回開催し、監査方針や監査計画を協議決定するとともに、取締役の職務執行、法令・定款等の遵守状況について監査いたしました。
- ③ 財務報告の信頼性確保のため、実施計画に基づき内部監査室が内部統制評価を実施いたしました。また、内部統制委員会を開催し、内部統制評価についてのレビューを行いました。
- ④ 取締役会の構成や取締役の指名・報酬などに関する手続きの客観性・独立性・透明性を一層高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。
- ⑤ グループ経営合同会議を開催し、中期経営計画の進捗状況を当社グループ全体で共有するとともに、各子会社より重要な職務執行の報告を受け、その確認を行いました。
- ⑥ 情報セキュリティ委員会を開催し、当社グループ全体の情報セキュリティに関するマネジメント体制およびその運用状況を確認いたしました。
- ⑦ リスク管理委員会を開催し、当社グループ全体のリスクを包括的に管理するとともに、危機管理マニュアルの改訂を適時行い、当社グループ全体で共有いたしました。
- ⑧ コンプライアンス委員会を開催し、当社グループ全体の役職員に対するコンプライアンス教育の実施状況を確認するとともに、内部通報制度の運用状況についてのレビューを行いました。
- ⑨ 親会社であるキューピー株式会社のリスク管理およびコンプライアンスに関する重要会議に出席し、情報交換を行いました。



(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして認識しております。利益配分につきましては、安定的な配当の継続を基本としつつ、利益成長に基づく増配も視野に入れ、収益性の向上と経営効率を高める取り組みに努めてまいります。また、内部留保につきましては、今後の経営環境および長期事業展開に対応し、成長分野への投資などに有効活用していきたいと考えております。

~~~~~  
 (注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集・通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目       | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|-----------|------------|---------------|------------|
| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部       |            |
| 流動資産      | 11,203,065 | 流動負債          | 3,013,964  |
| 現金及び預金    | 2,561,937  | 支払手形及び買掛金     | 1,457,541  |
| 受取手形及び売掛金 | 4,065,619  | 1年内返済予定の長期借入金 | 284,888    |
| 商品及び製品    | 1,700,974  | 未払金           | 717,795    |
| 原材料及び貯蔵品  | 2,651,849  | 未払法人税等        | 69,515     |
| その他       | 222,683    | 賞与引当金         | 23,696     |
| 固定資産      | 5,986,782  | 役員賞与引当金       | 5,580      |
| 有形固定資産    | 4,464,612  | その他           | 454,947    |
| 建物及び構築物   | 1,453,839  | 固定負債          | 561,203    |
| 機械装置及び運搬具 | 1,479,956  | 長期借入金         | 500,000    |
| 土地        | 1,386,786  | 資産除去債務        | 60,401     |
| その他       | 144,029    | その他           | 802        |
| 無形固定資産    | 895,297    | 負債合計          | 3,575,167  |
| 商標権       | 843,380    | 純 資 産 の 部     |            |
| ソフトウェア    | 32,411     | 株主資本          | 13,100,188 |
| その他       | 19,505     | 資本金           | 915,100    |
| 投資その他の資産  | 626,871    | 資本剰余金         | 1,309,139  |
| 投資有価証券    | 198,468    | 利益剰余金         | 10,952,667 |
| 退職給付に係る資産 | 123,844    | 自己株式          | △76,718    |
| 繰延税金資産    | 186,099    | その他の包括利益累計額   | 514,491    |
| その他       | 118,459    | その他有価証券評価差額金  | 17,848     |
| 資産合計      | 17,189,847 | 繰延ヘッジ損益       | 10,508     |
|           |            | 為替換算調整勘定      | 40,907     |
|           |            | 退職給付に係る調整累計額  | 445,226    |
|           |            | 純資産合計         | 13,614,679 |
|           |            | 負債純資産合計       | 17,189,847 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額     |                  |
|------------------------|---------|------------------|
| 売上高                    |         | 20,513,627       |
| 売上原価                   |         | 15,472,503       |
| <b>売上総利益</b>           |         | <b>5,041,124</b> |
| 販売費及び一般管理費             |         | 4,655,062        |
| <b>営業利益</b>            |         | <b>386,061</b>   |
| <b>営業外収益</b>           |         |                  |
| 受取利息及び配当金              | 8,148   |                  |
| その他                    | 45,098  | 53,246           |
| <b>営業外費用</b>           |         |                  |
| 支払利息                   | 2,978   |                  |
| 為替差損                   | 5,726   |                  |
| その他                    | 30,252  | 38,957           |
| <b>経常利益</b>            |         | <b>400,351</b>   |
| <b>特別利益</b>            |         |                  |
| 固定資産売却益                | 39,863  |                  |
| 関係会社清算益                | 17,499  | 57,362           |
| <b>特別損失</b>            |         |                  |
| 固定資産圧縮損                | 26,531  | 26,531           |
| <b>税金等調整前当期純利益</b>     |         | <b>431,182</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税           | 115,060 |                  |
| 法人税等調整額                | 26,132  | 141,193          |
| <b>当期純利益</b>           |         | <b>289,988</b>   |
| <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |         | <b>289,988</b>   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 計 算 書 類

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目      | 金 額        | 科 目           | 金 額        |
|----------|------------|---------------|------------|
| 資 産 の 部  |            | 負 債 の 部       |            |
| 流動資産     | 10,903,155 | 流動負債          | 2,907,492  |
| 現金及び預金   | 2,166,427  | 買掛金           | 1,404,000  |
| 受取手形     | 3,207      | 1年内返済予定の長期借入金 | 284,888    |
| 売掛金      | 3,934,852  | 未払金           | 698,418    |
| 商品及び製品   | 1,658,516  | 未払費用          | 54,046     |
| 原材料及び貯蔵品 | 2,368,136  | 未払法人税等        | 70,694     |
| 前払費用     | 30,656     | 預り金           | 90,779     |
| 短期貸付金    | 604,893    | 賞与引当金         | 23,696     |
| その他      | 136,464    | 役員賞与引当金       | 5,580      |
| 固定資産     | 6,143,038  | その他           | 275,389    |
| 有形固定資産   | 4,031,005  | 固定負債          | 1,048,936  |
| 建物       | 1,176,173  | 長期借入金         | 500,000    |
| 構築物      | 77,136     | 退職給付引当金       | 487,733    |
| 機械装置     | 1,342,046  | 資産除去債務        | 60,401     |
| 車両運搬具    | 6,943      | その他           | 802        |
| 工具器具備品   | 54,625     | 負債合計          | 3,956,429  |
| 土地       | 1,356,635  | 純 資 産 の 部     |            |
| 建設仮勘定    | 17,445     | 株主資本          | 13,061,407 |
| 無形固定資産   | 893,619    | 資本金           | 915,100    |
| 借地権      | 4,561      | 資本剰余金         | 1,302,991  |
| 商標権      | 843,380    | 資本準備金         | 985,263    |
| ソフトウェア   | 32,411     | その他資本剰余金      | 317,728    |
| その他      | 13,266     | 利益剰余金         | 10,920,034 |
| 投資その他の資産 | 1,218,413  | 利益準備金         | 127,890    |
| 投資有価証券   | 198,468    | その他利益剰余金      | 10,792,144 |
| 関係会社株式   | 274,694    | 別途積立金         | 10,590,000 |
| 出資金      | 560        | 繰越利益剰余金       | 202,144    |
| 関係会社出資金  | 217,146    | 自己株式          | △76,718    |
| 長期貸付金    | 92,000     | 評価・換算差額等      | 28,357     |
| 長期前払費用   | 47,533     | その他有価証券評価差額金  | 17,848     |
| 繰延税金資産   | 374,973    | 繰延ヘッジ損益       | 10,508     |
| 差入保証金    | 10,719     | 純資産合計         | 13,089,764 |
| その他      | 2,317      | 負債純資産合計       | 17,046,194 |
| 資産合計     | 17,046,194 |               |            |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書（2023年12月1日から2024年11月30日まで）

（単位：千円）

| 科 目             | 金 額     |                  |
|-----------------|---------|------------------|
| 売上高             |         | 19,954,091       |
| 売上原価            |         | 15,115,039       |
| <b>売上総利益</b>    |         | <b>4,839,052</b> |
| 販売費及び一般管理費      |         | 4,471,180        |
| <b>営業利益</b>     |         | <b>367,871</b>   |
| <b>営業外収益</b>    |         |                  |
| 受取利息及び配当金       | 12,104  |                  |
| その他             | 47,283  | 59,387           |
| <b>営業外費用</b>    |         |                  |
| 支払利息            | 3,136   |                  |
| その他             | 27,846  | 30,983           |
| <b>経常利益</b>     |         | <b>396,276</b>   |
| <b>特別利益</b>     |         |                  |
| 固定資産売却益         | 39,863  |                  |
| 抱合せ株式消滅差益       | 124,506 |                  |
| 関係会社清算益         | 17,499  | 181,868          |
| <b>特別損失</b>     |         |                  |
| 固定資産圧縮損         | 26,531  |                  |
| 関係会社株式評価損       | 300,000 | 326,531          |
| <b>税引前当期純利益</b> |         | <b>251,613</b>   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 114,893 |                  |
| 法人税等調整額         | 26,061  | 140,955          |
| <b>当期純利益</b>    |         | <b>110,658</b>   |

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

アラハタ株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 将 之  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 鶴 田 純一郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アラハタ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アラハタ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年1月20日

アラハタ株式会社  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員      公 認 会 計 士      會 田 将 之  
業 務 執 行 社 員

指 定 有 限 責 任 社 員      公 認 会 計 士      鶴 田 純 一 郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アラハタ株式会社の2023年12月1日から2024年11月30日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第76期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議にオンライン形式を交えながら出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年1月20日

アヲハタ株式会社 監査役会

|           |           |
|-----------|-----------|
| 常 勤 監 査 役 | 三 井 昌 夫 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 松 居 智 子 ㊞ |
| 社 外 監 査 役 | 浦 田 昌 也 ㊞ |

以 上

# 連結株主資本等変動計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

|                               | 株 主 資 本 |           |            |         |            |
|-------------------------------|---------|-----------|------------|---------|------------|
|                               | 資本金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当期首残高                         | 915,100 | 1,302,609 | 10,827,730 | △84,538 | 12,960,902 |
| 連結会計年度中の変動額                   |         |           |            |         |            |
| 剰余金の配当                        |         |           | △165,052   |         | △165,052   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |         |           | 289,988    |         | 289,988    |
| 自己株式の取得                       |         |           |            | △570    | △570       |
| 譲渡制限付株式報酬                     |         | 6,529     |            | 8,391   | 14,920     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） |         |           |            |         |            |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | －       | 6,529     | 124,936    | 7,820   | 139,286    |
| 当期末残高                         | 915,100 | 1,309,139 | 10,952,667 | △76,718 | 13,100,188 |

|                               | その他の包括利益累計額      |             |              |                  |                       | 純資産<br>合計  |
|-------------------------------|------------------|-------------|--------------|------------------|-----------------------|------------|
|                               | その他有価証券<br>評価差額金 | 繰延ヘッジ<br>損益 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |            |
| 当期首残高                         | 13,487           | △1,697      | 75,741       | 372,607          | 460,139               | 13,421,041 |
| 連結会計年度中の変動額                   |                  |             |              |                  |                       |            |
| 剰余金の配当                        |                  |             |              |                  |                       | △165,052   |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益           |                  |             |              |                  |                       | 289,988    |
| 自己株式の取得                       |                  |             |              |                  |                       | △570       |
| 譲渡制限付株式報酬                     |                  |             |              |                  |                       | 14,920     |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額（純額） | 4,361            | 12,205      | △34,834      | 72,618           | 54,351                | 54,351     |
| 連結会計年度中の変動額合計                 | 4,361            | 12,205      | △34,834      | 72,618           | 54,351                | 193,638    |
| 当期末残高                         | 17,848           | 10,508      | 40,907       | 445,226          | 514,491               | 13,614,679 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

## 1. 連結の範囲に関する事項

### (1) 連結子会社の数…………… 2 社

連結子会社の名称……………杭州碧幟食品有限公司  
Santiago Agrisupply SpA

なお、レインボー食品株式会社は、当連結会計年度において当社と合併したため連結の範囲から除外しておりますが、合併時点までの損益計算書は連結しております。

### (2) 非連結子会社の数…………… 1 社

非連結子会社の名称……………烟台青旗農業科技開発有限公司

(連結の範囲から除いた

理由) ……………非連結子会社 1 社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

## 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない

非連結子会社の名称……………烟台青旗農業科技開発有限公司

(持分法を適用しない

理由) ……………非連結子会社 1 社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、杭州碧幟食品有限公司およびSantiago Agrisupply SpAの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、8月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。ただし、9月1日から11月30日までの間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整をおこなっております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

満期保有目的の債券……………原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ取引により

生ずる債権および債務……………時価法

ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっております。

###### ③ 棚卸資産の評価基準およ

び評価方法……………主として移動平均法による原価法（連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）      なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物      1年～58年

機械装置及び運搬具      1年～20年

###### ② 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）      なお、主な償却年数は、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過年度の貸倒実績率を基礎とした貸倒見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

###### ② 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

###### ③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益および費用の計上基準

当社グループでは、食料品の製造および販売をおこなっており、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品または製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、納品した時点で収益を認識しております。

また、取引価格は契約において顧客と約束した対価から、顧客に支払われるリベートおよび販売促進費（以下、「販売促進費等」という。）を控除した金額で算定しております。変動性のある未確定の販売促進費等の変動対価は、過去実績および見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要な外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす取引については、振当処理によっております。

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建輸入仕入取引

ヘッジ方針

輸入原材料等の購入価格の安定をはかるため、為替予約取引を利用しており、将来購入する輸入原材料等の範囲で為替変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性の評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されているため、有効性の判定を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

山形工場フルーツ加工品類：固定資産840,215千円、減損損失 ― 千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算定方法

当社グループは、事業資産については管理会計上の区分で、遊休資産については個別の物件単位でグルーピングをおこなっております。当社グループは、産業用向けのフルーツソースやフルーツ加工品類等を製造・販売する産業用事業における経営を展開するための有形固定資産を保有しております。

当連結会計年度末において、収益性の低下により当社グループが保有する一部の有形固定資産に減損の兆候が認められましたが、期末日時点の正味売却価額と期末帳簿価額を比較し、期末日時点の正味売却価額が期末帳簿価額を上回ることから減損損失を計上しておりません。

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物、土地および機械装置については、不動産鑑定評価等合理的に算定された評価額に基づき評価し、それ以外の資産については、対象資産の処分可能性を考慮し、実質的な価値がないと判断されたものについては、正味売却価額を零として評価しております。

(3) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来の不確実な経済条件の変動により、正味売却価額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度において、減損損失(特別損失)が発生する可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 13,190,494千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|          | 当連結会計年度<br>期首株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数<br>(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数<br>(株) | 当連結会計年度末<br>株式数<br>(株) |
|----------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|------------------------|
| 発行済株式    |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式     | 8,292,000               | —                       | —                       | 8,292,000              |
| 合計       | 8,292,000               | —                       | —                       | 8,292,000              |
| 自己株式     |                         |                         |                         |                        |
| 普通株式 (注) | 41,407                  | 226                     | 4,108                   | 37,525                 |
| 合計       | 41,407                  | 226                     | 4,108                   | 37,525                 |

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加226株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少4,108株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 当連結会計年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

| 決 議                    | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日        | 効 力 発 生 日     |
|------------------------|-------|----------|--------------|--------------|---------------|
| 2024年 2 月21日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 82,505千円 | 10円00銭       | 2023年11月30日  | 2024年 2 月22日  |
| 2024年 7 月 4 日<br>取締役会  | 普通株式  | 82,546千円 | 10円00銭       | 2024年 5 月31日 | 2024年 8 月 9 日 |

3. 当連結会計年度の末日後におこなう剰余金の配当に関する事項

2025年2月20日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

|             |              |
|-------------|--------------|
| 配 当 金 の 総 額 | 82,544千円     |
| 配 当 の 原 資   | 利益剰余金        |
| 1株当たり配当額    | 10円00銭       |
| 基 準 日       | 2024年11月30日  |
| 効 力 発 生 日   | 2025年 2 月21日 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引はおこなわない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に満期保有目的の債券および業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4か月以内の支払期日であります。また、その一部には、原料等の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じ為替予約取引を利用してヘッジしております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性の評価の方法等については、前述の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (7) その他連結計算書類の作成のための重要な事項」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、与信管理規程等に従い、与信会議において、取引先ごとに期日管理および残高管理をおこなっております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、デリバティブ取引に関する取扱規則に基づき、取締役および関連する部門責任者からなる為替委員会において、協議・決定しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち50%が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差額     |
|--------------|----------------|---------|--------|
| 投資有価証券（※2）   | 43,168         | 43,168  | －      |
| 資産計（※1）      | 43,168         | 43,168  | －      |
| 長期借入金（※3）    | 784,888        | 778,300 | △6,587 |
| 負債計（※1）      | 784,888        | 778,300 | △6,587 |
| デリバティブ取引（※4） | 15,099         | 15,099  | －      |

（※1）現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金については短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

| 区分    | 連結貸借対照表<br>計上額 |
|-------|----------------|
| 非上場株式 | 155,300千円      |

（※3）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

## 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価のインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債 (単位：千円)

| 区分                     | 時価     |        |      |        |
|------------------------|--------|--------|------|--------|
|                        | レベル1   | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| 投資有価証券<br>其他有価証券<br>株式 | 43,168 |        |      | 43,168 |
| 資産計                    | 43,168 |        |      | 43,168 |
| デリバティブ取引<br>通貨関連       |        | 15,099 |      | 15,099 |

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債 (単位：千円)

| 区分    | 時価   |         |      |         |
|-------|------|---------|------|---------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金 |      | 778,300 |      | 778,300 |
| 負債計   |      | 778,300 |      | 778,300 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

・投資有価証券

投資有価証券のうち、上場株式については相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

デリバティブ取引については全て為替予約取引であり、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)

| 区分       | 当連結会計年度<br>(自 2023年12月 1 日<br>至 2024年11月30日) |
|----------|----------------------------------------------|
| 家庭用      | 12,670,579                                   |
| 産業用      | 4,724,009                                    |
| 生産受託・その他 | 3,119,039                                    |
| 売上高合計    | 20,513,627                                   |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約における履行義務の充足の時期および取引価格の算定方法等については、(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)「4. 会計方針に関する事項」

「(5) 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

① 契約残高

当社グループの顧客との契約から生じる債権は、受取手形、売掛金です。契約資産および契約負債の残高はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 1,649円37銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 35円14銭    |

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

連結子会社の吸収合併について

当社は、2024年7月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるレインボー食品株式会社を吸収合併することを決議し、2024年11月1日付けで合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

|           |                  |
|-----------|------------------|
| 結合当事企業の名称 | レインボー食品株式会社      |
| 事業の内容     | 地域特産品等の仕入れおよび販売他 |

(2) 企業結合日

2024年11月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、レインボー食品株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

アラハタ株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

当社グループを取り巻く外部環境の変化へ対応するため、経営資源の集中化を図ることを目的として吸収合併するものです。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。当該合併にともなう抱合せ株式消滅差益124,506千円を当社個別財務諸表において特別利益として計上しております。

# 株主資本等変動計算書 (2023年12月1日から2024年11月30日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |         |              |             |         |                   |
|-----------------------------|---------|---------|--------------|-------------|---------|-------------------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金   |              |             | 利益剰余金   |                   |
|                             |         | 資本準備金   | その他<br>資本剰余金 | 資本剰余金<br>合計 | 利益準備金   | その他利益剰余金<br>別途積立金 |
| 当期首残高                       | 915,100 | 985,263 | 311,198      | 1,296,461   | 127,890 | 10,520,000        |
| 事業年度中の変動額                   |         |         |              |             |         |                   |
| 別途積立金の積立                    |         |         |              |             |         | 70,000            |
| 剰余金の配当                      |         |         |              |             |         |                   |
| 当期純利益                       |         |         |              |             |         |                   |
| 自己株式の取得                     |         |         |              |             |         |                   |
| 譲渡制限付株式報酬                   |         |         | 6,529        | 6,529       |         |                   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額（純額） |         |         |              |             |         |                   |
| 事業年度中の変動額合計                 | -       | -       | 6,529        | 6,529       | -       | 70,000            |
| 当期末残高                       | 915,100 | 985,263 | 317,728      | 1,302,991   | 127,890 | 10,590,000        |

|                                 | 株主資本         |             |         |            | 評価・換算差額等         |                 |                    | 純資産<br>合計  |
|---------------------------------|--------------|-------------|---------|------------|------------------|-----------------|--------------------|------------|
|                                 | 利益剰余金        |             | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | その他有価証<br>券評価差額金 | 繰延<br>ヘッジ<br>損益 | 評価・<br>換算差額等<br>合計 |            |
|                                 | その他<br>利益剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |         |            |                  |                 |                    |            |
|                                 | 繰越利益<br>剰余金  |             |         |            |                  |                 |                    |            |
| 当期首残高                           | 326,538      | 10,974,428  | △84,538 | 13,101,451 | 13,487           | △1,697          | 11,790             | 13,113,241 |
| 事業年度中の<br>変動額                   |              |             |         |            |                  |                 |                    |            |
| 別途積立金の<br>積立                    | △70,000      | -           |         | -          |                  |                 |                    | -          |
| 剰余金の配当                          | △165,052     | △165,052    |         | △165,052   |                  |                 |                    | △165,052   |
| 当期純利益                           | 110,658      | 110,658     |         | 110,658    |                  |                 |                    | 110,658    |
| 自己株式の取得                         |              |             | △570    | △570       |                  |                 |                    | △570       |
| 譲渡制限付株式<br>報酬                   |              |             | 8,391   | 14,920     |                  |                 |                    | 14,920     |
| 株主資本以外の項目<br>の事業年度中の変動<br>額（純額） |              |             |         |            | 4,361            | 12,205          | 16,567             | 16,567     |
| 事業年度中の変動<br>額合計                 | △124,393     | △54,393     | 7,820   | △40,043    | 4,361            | 12,205          | 16,567             | △23,476    |
| 当期末残高                           | 202,144      | 10,920,034  | △76,718 | 13,061,407 | 17,848           | 10,508          | 28,357             | 13,089,764 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

## 1. 資産の評価基準および評価方法

### (1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

満期保有目的の債券……………原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等

以外のもの……………時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

### (2) デリバティブ取引により

生ずる債権および債務……………時価法

ヘッジ取引についてはヘッジ会計によっております。

### (3) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品、原材料、仕掛品 ……移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 1年～58年

機械装置 1年～10年

### (2) 無形固定資産……………定額法によっております。

（リース資産を除く）

なお、主な償却年数は、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

### (3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たす取引については、振当処理によっております。

ヘッジ手段……………為替予約取引

ヘッジ対象……………外貨建輸入仕入取引

#### ヘッジ方針

輸入原材料等の購入価格の安定をはかるため、為替予約取引を利用しており、将来購入する輸入原材料等の範囲で為替変動リスクをヘッジしております。

#### ヘッジ有効性の評価の方法

為替予約取引については、当該取引とヘッジ対象となる資産・負債または予定取引に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時およびその後も継続して相場変動またはキャッシュ・フロー変動を相殺するものであることが事前に想定されているため、有効性の判定を省略しております。

### 5. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過年度の貸倒実績率を基礎とした貸倒見込率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

#### (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

各事業年度の数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれの発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

### 6. 重要な収益および費用の計上基準

当社では、食料品の製造および販売をおこなっており、顧客との販売契約に基づいて商品または製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品または製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品または製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、納品した時点で収益を認識しております。

また、取引価格は契約において顧客と約束した対価から、顧客に支払われるリベートおよび販売促進費（以下、「販売促進費等」という。）を控除した金額で算定しております。変動性のある未確定の販売促進費等の変動対価は、過去実績および見通しを含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

取引に関する支払条件は、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

フルーツ加工品類：固定資産840,215千円、減損損失 — 千円

2. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

12,586,497千円

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務の金額

短期金銭債権

1,189,388千円

長期金銭債権

94,335千円

短期金銭債務

171,809千円

長期金銭債務

—

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高

2,790,588千円

仕入高

685,884千円

販売費及び一般管理費

435,538千円

営業取引以外の取引高

10,901千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式

37,525株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税

8,748千円

賞与引当金

7,764千円

退職給付引当金

148,396千円

減損損失

136,865千円

その他

83,982千円

繰延税金資産合計

385,755千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金

△6,105千円

その他

△4,677千円

繰延税金負債合計

△10,782千円

繰延税金資産の純額

374,973千円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

| 種類        | 会社等の名称<br>又は氏名        | 所在地        | 資本金<br>(千円) | 事業の内容               | 議決権等の<br>所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係  | 取引の内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目  | 期末残高<br>(千円) |
|-----------|-----------------------|------------|-------------|---------------------|-----------------------------------|----------------|-------|--------------|-----|--------------|
| 親会社       | キューピー<br>株式会社         | 東京都<br>渋谷区 | 24,104,140  | 各種加工<br>食品の<br>製造販売 | 直接<br>44.7                        | 製品の販売          | 製品の販売 | 2,663,247    | 売掛金 | 549,510      |
| 主要<br>株主等 | 株式会社<br>中島董商店<br>(注2) | 東京都<br>渋谷区 | 50,000      | 各種加工<br>食品の<br>販売   | 直接<br>11.1                        | 製品の販売<br>役員の兼任 | 製品の販売 | 9,803        | 売掛金 | 1,677        |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しております。

2. 株式会社中島董商店は、同社の議決権の89.1%を親会社取締役中島 周氏およびその近親者、ならびにこれらの者が議決権の過半数を所有している会社が所有するため「役員及び個人主要株主等」にも該当します。

## 2. 役員及び個人主要株主等

| 種 類                                           | 会社等の名称<br>又は氏名                    | 所在地        | 資本金<br>(千円) | 事業の<br>内 容                                    | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係         | 取引の内容          | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目  | 期 末<br>残 高<br>(千円) |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------|------------|-------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------|------------------|-----|--------------------|
| 親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む） | 株 式 会 社<br>トウ・ソリューションズ<br>(注2(1)) | 東京都<br>調布市 | 90,000      | コンピュー<br>タシステムの企画、開<br>発、販売、<br>保守および<br>運用支援 | なし                                | コンピュー<br>タ関連の保<br>守業務 | システム<br>関連費用   | 244,172          | 未払金 | 33,322             |
|                                               |                                   |            |             |                                               |                                   |                       | ソフトウェ<br>ア等の購入 | 3,418            | 未払金 | 670                |
| 親会社の役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等（当該会社等の子会社を含む） | 株 式 会 社<br>n a k a t o<br>(注2(2)) | 東京都<br>港 区 | 10,500      | 酒 類 ・<br>食 品<br>卸 売 業                         | なし                                | 製品の販売                 | 製品の販売          | 59,112           | 売掛金 | 24,139             |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針等

市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しております。

2. (1) 親会社取締役中島 周氏およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の80.0%を直接保有しております。
- (2) 親会社取締役中島 周氏およびその近親者が議決権の過半数を所有している会社が、議決権の100.0%を直接保有しております。

### 3. 子会社等

| 種類  | 会社等の名称<br>又は氏名                  | 所在地              | 資本金             | 事業の内容                       | 議決権等<br>の所有割合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係            | 取引の内容         | 取引金額<br>(千円) | 科目             | 期末残高<br>(千円) |
|-----|---------------------------------|------------------|-----------------|-----------------------------|----------------------|--------------------------|---------------|--------------|----------------|--------------|
| 子会社 | Santiago<br>Agrisupply<br>S p A | チリ<br>共和国<br>首都州 | 百万チリペソ<br>3,498 | 農産物の<br>加工・<br>販売           | 100.0                | 製品および<br>原材料の仕入<br>役員の兼任 | 資金の貸付         | 484,893      | 短 期<br>貸 付 金   | 484,893      |
|     |                                 |                  |                 |                             |                      |                          | 利息の受取         | 6,077        | 未収利息           | 3,038        |
| 子会社 | 杭州碧幟食<br>品有限公司                  | 中国<br>浙江省        | 千元<br>19,307    | フルーツ<br>加工品の<br>製造およ<br>び販売 | 100.0                | 役員の兼任                    | 資金の貸付         | 120,000      | 短 期<br>貸 付 金   | 120,000      |
|     |                                 |                  |                 |                             |                      |                          |               |              | 長 期<br>貸 付 金   | 92,000       |
|     |                                 |                  |                 |                             |                      |                          | 利息の受取         | 2,310        | 未収利息           | 481          |
|     |                                 |                  |                 |                             |                      |                          | 増資の引受<br>(注2) | 120,000      | 長 期<br>未 収 入 金 | 2,287        |
|     |                                 |                  |                 |                             |                      |                          |               |              | —              | —            |

(注) 1. 取引条件および取引条件の決定方針

製品および原材料の仕入ならびに施設の賃貸については、市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しております。貸付金および借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. デット・エクイティ・スワップ方式による短期貸付金の現物出資によるものであります。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は（重要な会計方針に係る事項に関する注記）「6. 重要な収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,585円78銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円41銭    |

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

連結子会社の吸収合併

当社は、2024年7月24日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるレインボー食品株式会社を吸収合併することを決議し、2024年11月1日付けで合併いたしました。

詳細は、連結注記表の「企業結合等関係」をご参照ください。